

不用物品売払公告

次のとおり不要物品を一般競争入札により売払いするので公告します。

令和7年2月21日

分任契約担当官

岩手南部森林管理署遠野支署長 加藤 重義

1. 売払物件

(1) 物件名

入札番号 第1号 乗用自動車（スバル・フォレスター）

詳細は物件明細書のとおり

入札番号 第2号 乗用自動車（トヨタ・ラッシュ）

詳細は物件明細書のとおり

入札番号 第3号 乗用自動車（スズキ・エスクード）

詳細は物件明細書のとおり

(2) 契約日時

落札決定の翌日から起算して7日以内とする。

(3) 契約期間

契約日から履行完了の日までとする。

(4) 売払物品保管場所

岩手県遠野市東館町7-39 岩手南部森林管理署遠野支署

2. 入札参加資格者

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 東北森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 本公告に記載された資格を有していると認められる以下の証明書類を提出できる者であること。

(ア) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）地域：「東北」、資格の種類：「物品の買受け」、営業品目：「その他」の参加資格を有している者は、「資格審査結果通知書」（全省庁統一資格）の写し

(イ) 売買物品を販売目的にて入札する場合は、古物商許可証を有すること。

- (5) ホームページより入札説明資料等をダウンロード又は下記3(1)にて入札説明資料等の交付を受け、別紙「入札説明資料等の閲覧・交付確認書」に必要事項を記載の上、上記(4)の証明書類を持参又は郵送(書留郵便に限る。)により、令和7年3月10日午前12時必着で下記3(1)に提出すること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札説明書等を交付する場所並びに問い合わせ先

岩手県遠野市東館町7-39

岩手南部森林管理署遠野支署 総務グループ 経理担当 電話 0198-62-2670

または、岩手南部森林管理署遠野支署ホームページからのダウンロード

- (2) 入札説明書等の交付期限

上記3の(1)の場所にて公告の日から令和7年3月11日(火)(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで交付する。

- (3) 入札書の受付期限

令和7年3月12日(水) 午後1時15分から午後1時30分まで

ただし、郵送による入札の受付期限は、下記(4)の前日(前日が土日若しくは祝日の場合はその直前の平日とする)の午後5時までに上記(1)に必着とし、再入札には参加できない。入札書の日付は、下記(4)の開札の日付とする。

- (4) 開札の場所及び日時

岩手南部森林管理署遠野支署 会議室

令和7年3月12日(水) 午後1時30分

- (5) 入札書に記載する金額及び契約金額

入札書は所定の様式を使用してください。

契約金額は、入札書へ記載された金額に消費税等相当額を加えた金額とし、自賠責保険未経過期間相当額及び自動車重量税未経過期間相当額(未経過期間がある場合)並びに自動車リサイクル料金は、契約者が当方の指定する方法により支払うものとします。したがって入札書には自動車本体のみの見積額を記載して下さい。なお、いずれの物件も現状のままでの引渡しとなり保証は一切ないのでその条件で見積もってください。

落札決定に当たっては、入札書の記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 再入札

入札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をおこなうこともあるため、再度入札を希望する場合、入札者は入札書を持参し待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者となります。

4. その他

(1) 入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(3) 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者の行った入札又は入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格を上回り、最高価格かつ有効な入札をした入札者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否及び代金支払い方法

契約書の作成を要し、双方の記名押印をもって契約成立したものとします。

契約にあたっての条件等は、別紙契約書（案）のとおりです。

代金は契約締結の日の当日から起算して20日以内とします。なお、納付期限が休日にあたる場合は、その直前の平日とします。

5. 入札参加者は、競争契約入札心得を遵守すること。

なお、東北森林管理局競争契約入札心得のホームページ掲載場所は以下のとおり。

ホーム > 公売・入札情報 > 各種要領及びマニュアル

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局ホームページ

<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>）をご覧ください。